

議案第21号

佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和7年8月25日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成10年佐倉市条例第  
18号）の一部を次のように改正する。

第3条の表佐倉市南部保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。